

犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる 被害者参加制度に対する意見書

2007年5月1日
日本弁護士連合会

当連合会は、これまで、犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することに関し、2005年6月17日付「犯罪被害者等の刑事手続への関与についての意見」(以下「第一次意見書」という。)、2006年12月15日付「法制審議会刑事法(犯罪被害者関係)部会における諮問事項について(意見書)」(以下「第二次意見書」という。)をもって意見を述べてきたが、本年3月13日、新しい「被害者参加制度」を含む「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に上程されたことを踏まえ、同法案が新設しようとする被害者参加制度について、あらためて、以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

法案が新設しようとする被害者参加制度は、裁判員裁判の対象事件や業務上過失致死傷等の事件について、裁判所に参加を申し出た被害者やその遺族(以下「犯罪被害者等」という。)に対し、公判への出席、情状に関する事項についての証人に対する尋問、自ら被告人に対して行う質問、証拠調べ終了後の求刑を含む弁論としての意見陳述を認める制度であるところ、かかる制度(以下「本被害者参加制度」という。)の導入には、慎重であるべきであり、直ちに導入することに反対する。

第2 意見の理由

1 犯罪被害者支援

これまで、犯罪被害者等は、「事件の当事者」でありながら、捜査・公判を通じた刑事手続の蚊帳の外に置かれて情報から遮断され、また医療・精神的ケアの面でも経済的補償の面でも十分な支援を受けられずにきたが、近時関係各位の尽力によって犯罪被害者基本法の制定をはじめ、各種支援策が講じられるようになってきた。

しかし、なお多くの犯罪被害者等が刑事裁判に対して抱いている不満は、捜査結果や事件内容、手続について十分な情報提供がなされていないため、なぜこうした事態に巻き込まれているのか「知りたい」という願いが充たされないことや、検察官の訴訟活動に自らの思いが十分に反映されないことなどに起因している。

これらに対応するために、できる限りの方策が取られなければならない。当連合会は、第二次意見書において次のとおり述べている。

「現在、刑事訴訟に関して最も重視すべきは、裁判員裁判制度に対する市民の理解を広め、同制度を円滑にスタートさせ定着させることであり、犯罪被害者等に関して言うならば、まず、

被害者等の検察官に対する質問・意見表明制度の導入
犯罪被害者等に対する公費による弁護士支援制度の導入

こそが必要である。

犯罪被害者等の直接関与については、上記2制度を実現し、すなわち『公費による支援弁護士が選任され、被害者等を支援し、検察官と十分なコミュニケーションを図り意見を述べ、検察官がこれに配慮する』こととした上で、そうした制度の成果や限界についての検証を行い、その必要性等について改めて検討すべきである。」

2 本被害者参加制度

本被害者参加制度については、後に詳細に述べるとおり、現行の刑事訴訟法の本質的な構造を根底から変容させ、被告人の防御に困難をきたし、裁判員制度が円滑に機能しなくなるおそれがあるなど数多くの問題点があると考えられる。それにもかかわらず、刑事手続の現場を担う法曹三者の間でも、実質的議論は始まったばかりであり、ましてや十分な国民的議論がなされたとは言えない。

さらに、本年3月7日、「被害者と司法を考える会」が法務省に対して本被害者参加制度の見直しを求める要望書を提出したことが報じられており、犯罪被害者等の中にも、新制度が犯罪被害者等に新たな負担を課すことになり二次的被害を招きかねない等の理由により本被害者参加制度に反対する意見があることも明らかになっている。

このような状況下においては、この制度についてより広範な意見交換が必要であり、当連合会は国会においても十分に時間をかけた慎重な審議がなされるべきであるとする。犯罪被害者等の救済を進めるためには、公費による弁護士支援制度など犯罪被害者等に対する精神的・経済的な支援体制を構築し、その効果を見極めた上で、改めて被害者参加制度の導入の要否について検討すべきであり、本被害者参加制度を直ちに導入することには反対である。

以下理由を述べる。

3 真実の発見に支障をきたす

本被害者参加制度は、被害者が自ら被告人や証人に問いただすことにより、真実の究明を行うことをひとつの目的としているといわれている。

ところで、本来刑事手続においては、被告人が法廷において、予断と偏見を排除して、自らの生い立ち、犯行に至る経緯、動機、公訴事実に対する主張や反論、反省の気持ちなどを自由に供述しやすい裁判環境が作られなければならないとされている。ところが、このように本来刑事手続が予定しているところとは異なり、結果の重大性に圧倒され、検察官の主張に対して言うべきことが言えない被告人は少なくない。特に、正当防衛の成否、被害者の落ち度、過失の存否という重大な争点について、結果が悲惨であればあるほど、これらの点を主張すること自体が心理的に困難な状況に置かれている。

このような現状にあるなかで、さらに、被害者参加人によって被告人質問がなされ、「被害者から質問を受ける」立場に被告人がおかれるとすれば、被告人が自由に発言

することはますます困難になる。例えば、共謀を否認したり過剰防衛を主張するなど、検察官主張については争いがあるが、犯罪に関与したことは争わない場合において、被告人が、被害者参加人から怒りや悲しみなど被害者であれば当然に持つであろう感情に支えられた質問を直接に受けたとすると、供述したいことを控え沈黙せざるを得ないなど、被告人として本来行なうことができる防御活動が萎縮する事態に陥る可能性は否定できない。このように防御権を十全に行使できない事態に陥ることは、結果として真実発見を困難にし、適正な裁判を妨げることになりかねない。

被告人及び弁護人は、犯罪被害者等の気持ちを考えれば考えるほど、法廷において直接犯罪被害者等に対しその心をみだすような言葉を発することを躊躇することになり、それは、その内容がいかにも真実であっても変わりはない。本被害者参加制度は、被告人及び弁護人をこのように困難な立場に立たせることにより、刑事手続の本来の目的達成を困難にさせてしまう。

4 刑事訴訟の構造を根底からくつがえす

本被害者参加制度は、現行の刑事訴訟法の本質的な構造である検察官と被告人・弁護人との二当事者の構造を根底から変容させるおそれがある。

2000年に成立したいわゆる犯罪被害者保護二法において、犯罪被害者等の意見陳述制度が導入されたが、その際には、犯罪被害者等は「事件の当事者」ではあっても、訴訟当事者ではなく、現行の刑事訴訟の基本構造を何ら変えるものではない旨説明されていた。ところが、本被害者参加制度は、このような点を十分議論することなく、一足飛びに、「被害者参加人」という訴訟当事者又はこれに準ずる地位を認め、検察官が訴因として特定した事実の範囲内という限定はあるものの、被告人の処罰を求める目的で、検察官の活動から独立した、被告人の有罪追及のための訴訟活動を行うことを認めようとするものである。正に刑事訴訟の構造を根底から変容させることになると言わざるを得ない。

5 被告人の防御に困難をきたすおそれがある

無罪推定の原則、黙秘権の保障、検察官の立証責任等、被告人の防御権を考慮したさまざまな原則と権利が存在しているのは、被告人が、強大な組織力と強制捜査権を背景とする検察官の訴追活動に対峙しなければならない極めて厳しい立場に置かれることによるものである。

しかし、本被害者参加制度は、被告人の防御に大きな困難をもたらすおそれがある。本被害者参加制度が導入されると、被害者参加人は、検察官の訴追活動と異なる訴訟活動を行うことが可能になるが、これによって、被告人の防御すべき対象が拡大することとなり、被告人の立場が非常に厳しいものとなるおそれがある。被害者参加人の訴訟活動は、「訴因の枠内」で認められるものではあるが、検察官と異なる主張立証が行われうるのは既に述べたとおりであり、こうした場合、被告人は、それら全てに対して防御することを余儀なくされる。

なお、公判前整理手続に付された場合には、検察官と弁護人及び裁判所の間で争点を整理して、争点中心の公判審理が行われることになるが、それにもかかわ

らず、整理された争点以外の質問等が被害者参加人によって行われることがありうるのであって、継続的質問の場合裁判所も途中で制止することは困難であろう。その場合に、突然の事態に対応せざるを得ないことになり、被告人の防御に支障を及ぼすおそれは否定できないところである。また、訴訟が長期化するおそれもある。

6 少年の刑事裁判ではさらに深刻な問題がある

2000年の少年法改正により、結果が重大な少年事件に関する少年審判での検察官送致決定率が急激に上昇し、少年が刑事裁判の被告人となるケースが増加している。また、検察官送致可能年齢が引き下げられ、14歳の少年であっても刑事裁判の被告人となりうるという状況が生じている。

一般に少年は、成人に比べ精神的に未熟であり、社会的経験にも乏しい存在である。被害者参加人による被告人質問等は、そのような少年に対し、極めて強い萎縮効果を及ぼし、手続の適正を害するおそれが成人の場合以上に大きいし、また、少年法1条が定める「少年の健全な育成」は、少年の刑事裁判における基本理念ともされ、「懇切を旨とし」た審理が求められているところ（刑事訴訟規則277条）、これらにも反するおそれがある。

本被害者参加制度の問題点は、このように少年が被告人となった場合により深刻なものとなる。

7 事実認定に悪影響を及ぼし裁判員制度が円滑に機能しなくなるおそれがある

(1) 証拠法則が空洞化するおそれがある

事実認定者に対しては、判断資料となりうる適正な証拠のみが示され、心証形成に不合理な影響を及ぼすものは排除されなければならない。

ところが、本被害者参加制度が導入されると、被害者参加人は、罪を犯したとされる被告人を前にして、怒りや悲しみなどの感情を前面に出して質問を行うことがないとは言えない。これに対して、被告人が感情的に反発することも十分にありうる。

このように、法廷で被害者参加人が被告人と直接対峙して感情的な質問や応答がなされ、さらに被害者参加人の主張や陳述、応報感情に基づく弁論としての意見陳述（求刑を含む）が法廷でなされた場合、被害者参加人の意見や質問が過度に重視され、証拠に基づく冷静な事実認定や公平な量刑に強い影響を与えることが懸念される。

(2) 裁判員制度が円滑に機能しなくなる

特に、2009年から施行される裁判員制度においては、裁判員に対し、裁判官以上に、事実認定および量刑判断において、影響を与えるおそれがある。裁判員は、一回限り、そして初めて刑事裁判に関与することになるが、被害者参加人の意見や質問は、裁判員の情緒に強く働き、「証拠」に基づいて冷静になされなければならない事実認定について大きな影響を与える可能性は否定できない。その結果、裁判員が被害者参加人の訴訟活動の影響を受けて、量刑が

重罰化されることが危惧される。

また、刑事訴訟は、客観的な証拠により犯罪事実の存否や量刑が決められるが、被害者参加人は必ずしも全ての証拠を把握しているわけではなく、検察官とは情報量や立場が異なっており、証拠に基づく訴訟活動を期待すること自体に無理がある。求刑についても、被害者参加人の立場からすれば重罰を求めるのはむしろ当然であり、法定刑の上限を求刑することが予想されるが、それは、同じ事件の検察官の求刑とも異なるであろうし、他の同種事件の求刑との均衡を失することになる。

さらに、被害者等の手続参加によって争点の拡大や訴訟遅延を来たすような事態になれば、公判前整理手続による適切な争点と証拠の整理と連日的開廷による充実した迅速な審理の理想に反する結果となる。

法務省は、本被害者参加制度の施行時期を裁判員制度の施行よりも半年早める方針であると伝えられている。裁判員制度の制度設計の際に被害者参加制度のことは考慮されておらず、裁判員制度が実施され定着する前に被害者参加制度を導入すべきではない。

8 外国の制度はその基盤・背景に大きな相違がある

本被害者参加制度導入にあたっては、特にドイツやフランスの制度を参考にしたといわれているが、日本では検察官と弁護士という訴訟当事者が裁判において主要な役割を果たす当事者主義構造になっているのに対し、ドイツやフランスでは、裁判所が主導権を握り、自ら調べていくという職権主義構造になっているという根本的な相違がある。たとえば、フランスでは、証人尋問を行うのは原則として裁判長であり、当事者が尋問する場合は例外的である。そこに被害者が当事者として加わり尋問する場合があるのと、日本のように原則として当事者が尋問することになっている制度のもとで被害者が当事者として参加するのでは、法廷での影響力はまったく異なる。また、ドイツ、フランス両国では死刑が廃止されているという相違もある。これらの違いの影響を検討しないまま、日本の裁判長にも訴訟指揮権があるとして、ドイツ、フランスの制度にならうことは適切ではない。

なお、当事者主義及び陪審制をとっている英国や米国においては、被害者の参加制度が認められていないことも十分に顧慮すべきである。

9 以上のことから、当連合会は、現時点において直ちに被害者参加制度を導入することは刑事裁判の本質に照らし将来に取り返しのつかない禍根を残すことになると思料する。以上の諸点について、国会において国民が納得のゆくように徹底的に審議を尽くすべきであると考えます。

以 上